

令和5年11月8日

独立行政法人国民生活センター

その URL のクリック、ちょっと待って！

-SMS やメールでの“フィッシング詐欺”の相談が依然高水準！-

全国の消費生活センター等には、事業者や公的機関などの実在する組織をかたる SMS（ショートメッセージサービス）やメールを送信し、パスワードや ID、暗証番号、クレジットカード番号などの個人情報を詐取したうえ、クレジットカード等を不正利用するフィッシングに関する相談が引き続き多く寄せられています。フィッシング対策には日頃からの心構えが重要です。以下のチェックリスト¹を活用し、より一層ご注意ください。

フィッシング対策のチェックリスト

<事業者や公的機関などの SMS やメールを見るときは>

- ★日頃利用している事業者等からでも、まずフィッシングを疑う
- ★記載されている URL にはアクセスせず、事前にブックマークした正規のサイトの URL や、正規のアプリからアクセスする
- ★事前のブックマークがない場合や、少しでも不安に思う点があれば、事業者等の正規のサイトでフィッシングに関する情報がないか確認する

<フィッシングサイトにアクセスしたと気づいたら>

- ★ID・パスワード、クレジットカード番号等は絶対に入力しない
- ★フィッシングサイト上のアプリをダウンロードしない

<フィッシングサイトに情報を入力してしまったら>

- ★同じ ID・パスワード等を使い回しているサービスを含め、すぐに変更する
- ★クレジットカード会社や金融機関などに連絡する

<日ごろからの事前対策>

- ★セキュリティソフトや携帯電話会社の対策サービス等を活用する
- ★ID・パスワード等の使い回しをしない
- ★クレジットカードやキャリア決済、インターネットバンキングの利用明細はこまめに確認する
- ★あわせて、利用限度額を確認し必要最低限の金額に設定する



¹ フィッシング対策の詳細は、国民生活センター公表資料「通販サイト、カード会社、宅配便事業者などをかたる偽 SMS・メールに警戒を！ - 身近な事業者からの不安なメッセージ、じつは危険な“フィッシング”かも -」（2022年12月21日）を参照してください。 https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20221221_2.html

1. 相談事例（ ）内は受付年月、相談者の属性）

【事例1】通販サイトからメールが届き、クレジットカード番号を入力したら不正利用された

大手通販サイトから携帯電話に「会員満期通知」という件名でメールが届いた。メールを開くと、「月会費 550 円が引き落としできませんでした」と書いてあり「会員ログイン」という記載があったのでタップして遷移した。切り替わったページにはクレジットカード番号を入力する欄があったのでクレジットカード番号を入力した。しばらくして、クレジットカード会社から連絡があり、第三者に5万円使われたことがわかった。どうすればいいか。

(2023年5月受付 年代不明 女性)

【事例2】不在通知のSMSが届き、パスワード等を入力したらキャリア決済で課金された

宅配業者から不在通知のSMSが届き、詳細を確認するために記載されていたリンク先のURLからログインしてパスワード等を入力した。その後、キャリア決済によって身に覚えのないオンラインゲームで約1万5,000円が課金されていたことがプラットフォームからの請求明細メールでわかった。返金してほしい。

(2023年5月受付 50歳代 女性)

【事例3】銀行を名乗るメールが届き、パスワード等を入力したら口座のお金が送金されていた

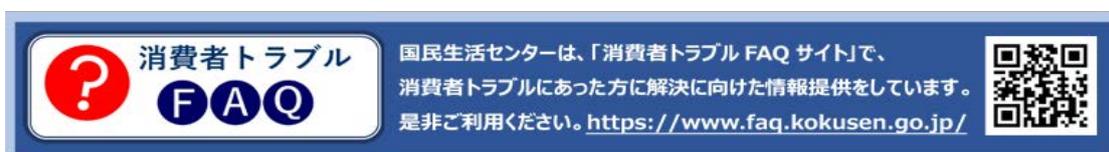
自分が利用している銀行からスマートフォンにメールが届いた。利用制限を告げる内容やリンク先のURLが記載されていたので、フィッシングメールとは気づかずにURLをタップし、本物の画面と思って契約者番号、パスワードを入力した。

その後、同じ銀行のATMから出金しようとしたら残金が0円になっていて驚いた。銀行に連絡し、口座を凍結してもらったが、別の銀行の口座に約20万円の送金履歴があるとのことだった。送金されてしまったお金を返してほしい。

(2023年8月受付 40歳代 女性)

2. 情報提供先

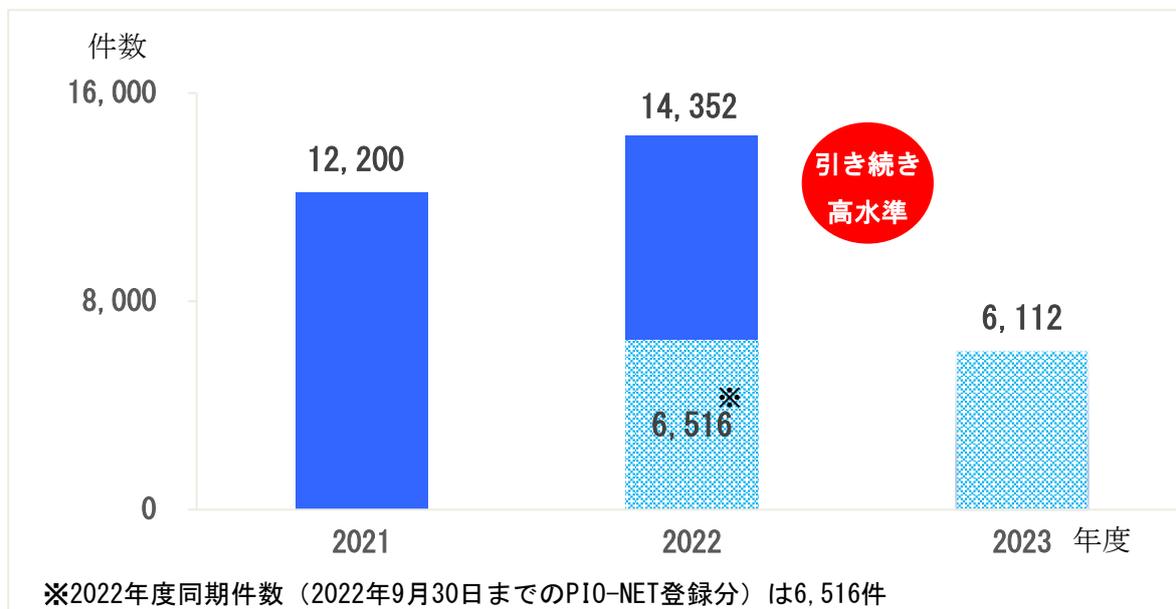
- ・消費者庁（法人番号 5000012010024）
- ・内閣府消費者委員会（法人番号 2000012010019）
- ・警察庁（法人番号 8000012130001）
- ・フィッシング対策協議会（法人番号 なし）



(参考)

全国の消費生活センター等に寄せられた 2022 年度におけるフィッシングに関する相談は、14,352 件になっています。その後、2023 年度は 6,112 件と、2022 年度の同期件数（6,516 件）とほぼ横ばいの状況で、引き続き多くの相談が寄せられています²。

図 フィッシングに関する相談の年度別件数（2021～2023 年度）



² 2023年9月30日までのPIO-NET登録分。PIO-NET（パイオネット：全国消費生活情報ネットワークシステム）とは、国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する相談情報を蓄積しているデータベースのこと。消費生活センター等からの経由相談は含まれていない。